総合事業A/Bのご案内

# 総合事業とは

総合事業は、正式名称は**「介護予防・日常生活支援総合事業」**といい、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように介護予防事業を見直した事業です。

年齢や心身の状態を考えて自立支援に関する取り組みを推進するために、リハビリを中心とした介護予防の機能強化を図るように構成されています。

活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持または向上に向けた取組を行う一次予防事業と、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者を対象とした二次予防事業に分かれていましたが、平成27年より**介護予防・生活支援サービス事業**と一般介護予防事業という新たな区分に変更しました。

**介護予防・生活支援サービス事業とは**

介護予防・生活支援サービス事業は、単独世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加したことにより、介護事業所だけではなく、ボランティアや民間企業など多様な方向から住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりを提供することが必要です。

　介護予防・生活支援サービス事業には以下の4つのサービスがあります。

１．訪問型サービス　２．通所型サービス　３．その他の生活支援サービス

４．介護予防支援事業（ケアマネジメント）

|  |  |
| --- | --- |
| お元気な高齢者 | 一般介護予防事業 |
| 要支援１・２ | 介護予防・生活支援サービス事業 |
| 要介護 | 居宅介護支援・在宅介護サービス事業 |

**たすけあい高島の「総合事業」**

総合事業の中の「介護予防・生活支援サービス事業」について、たすけあい高島では「たすけあい高島あかり」という事業所名称で、認可を受け、**訪問型サービスA/B（生活援助）**を行っています。

このサービスは、高島市が実施する「生活支援ボランティア講座」を終了された方が、従事することが出来るもので、「たすけあい」の活動とは区別されています。

実際の活動は、たすけあいで行う内容とは大きく違いません。しかし、地域包括支援センターの担当ケアマネ等により、介護サービス調整（介護制度に基づき「ケアプラン」の中で位置づけられる）されるため、**実施の回数や曜日は勝手に変更することは基本的にできません。**また、**援助対象はあくまで「要支援認定者本人」に限定**されるため、掃除や洗濯・調理・買い物代行などの**活動内容も、本人を対象としたものに限定されます。**

さらに、**料金体系も、総合事業Aと総合事業Bでは異なります。**たすけあい活動では、活動記録を作成して、その場で活動費を受け取りますが、以下のようになりますのでご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 総合事業A | 総合事業B |
| サービス | 週２回まで（１回１時間以内） | 週１回まで（１回１時間以内） |
| 本人負担 | １回当り１８８円（負担率１割の場合） | １回当り　２００円 |
| 授受 | 銀行引き落とし | 現金２００円（月締め一括）  **\*専用の領収書を発行します。**  **\*月末に現金と領収書を提出してください。** |
| 補助 | 介護保険（国保）から補填 | 市の福祉予算から補填 |
| 授受 | 保険請求事務手続き | 市へ請求 |
| 記録 | Aサービス提供記録用紙あり  ・１回１枚作成―月次提出 | Bサービス記録用紙あり  ・月１セット作成―月次提出 |

**●総合事業A/Bの違い**

* 事業Aとなる場合は、他のサービス（訪問看護やリハビリ・デイサービスなど）を使われるケースで、生活援助を週２回の頻度で必要とする場合です。
* 事業Bは、おおむね、生活援助サービスのみを利用される（一部、介護用品などの利用あり）場合で、週１回に限定されています。（高島市の場合）

**●会員の活動費について**

* 総合事業A/Bともに、たすけあいの活動と同様、１時間８００円（１回）+交通費です。事務局でサービス提供記録を基に計算し、毎月10日をめどにお支払いします。事務局に、印鑑持参でお受け取り下さい。